

水戸市火災予防条例の一部を改正する条例について(概要)

1 改正理由

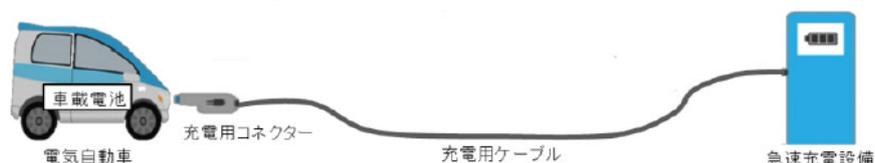
対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が令和5年2月21日及び令和5年5月31日に公布されました。国の基準省令の改正に伴い、関係規定の整備を行うものです。

2 主な改正内容

(1) キュービクル式以外の変電設備について、キュービクル式の変電設備と同じく、建築物等との離隔距離を確保するものとする。(第11条第1項第4号)

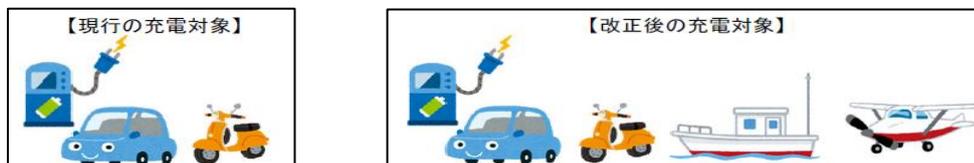
(2) 急速充電設備に係る規定の見直し

急速充電設備とは、電気自動車等の車載電池に高い圧力で電流を流すことで短い時間で充電することを可能にする設備のこと。

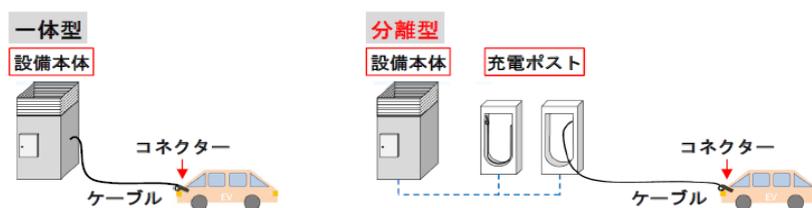
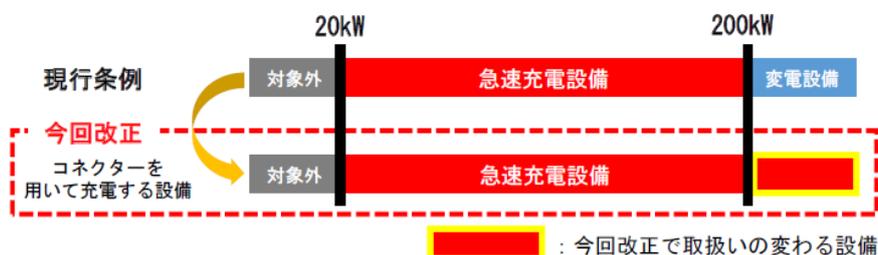


○急速充電設備の充電対象

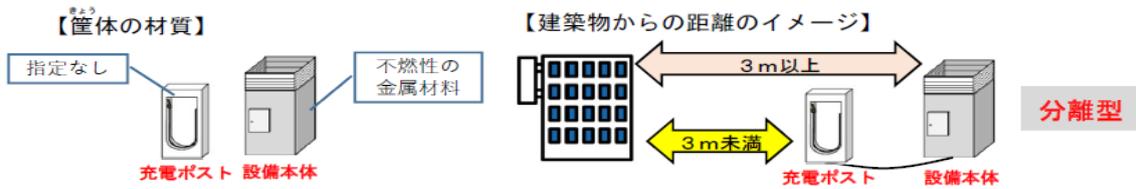
電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの。



ア 急速充電設備の定義を、コネクタを用いたもので全出力 20 キロワットを超えるもの(上限値なし。)に改める。また、分離型の設備にあつては、充電ポストも基準の適用の対象とする。(第11条の2第1項、同項第6号及び第7号)



イ 充電ポストの設置に係る建築物からの離隔距離及び筐体の材質の基準を緩和する。
(第11条の2第1項第1号及び第2号)



ウ 緊急停止装置の設置箇所を定める。(第11条の2第1項第11号) ※設置例



エ 内蔵する蓄電池に係る基準の適用について、保安上設ける蓄電池を対象外とする。
(第11条の2第1項第16号)

オ 分離型のものについて、充電ポストへの蓄電池（保安上設ける蓄電池を除く。）の内蔵を禁止する。(第11条の2第1項第17号)

(3) 蓄電池設備に係る規定の見直し

ア 蓄電池設備の定義を10キロワット時を超える容量があるもの（20キロワット時以下の蓄電池設備で出火防止措置等が講じられたものは除く。）に改め、転倒等の防止措置をとることとする。なお、開放型鉛蓄電池設備について耐酸性の床上又は台上に設置を義務付ける。(第13条第1項)

代表的な蓄電池ごとの電力量			
電池種別	Ah・セル	電圧 (V)	電力量 (kWh)
鉛蓄電池	4,800	2	9.6
ニッケル水素蓄電池		1.2	5.76
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76

鉛蓄電池（密閉型）
(8.2kW)

ニッケル水素蓄電池
(2.5kW)

リチウムイオン蓄電池
(16.6kW)

イ 屋外に設ける場合の構造をキュービクル式以外のものでもよいものとした上で、建築物との離隔距離を確保するものとする。(柱上に設ける電気事業者用のもの等は除く。)
(第13条第3項)

ウ 蓄電池設備の蓄電池容量20キロワット時以下のものは、設置の届出を不要とする。
(第44条第16号)

(4) 喫煙所等に係る標識等の見直し

ア 標識に併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構等が定める規格とする。

標識	改正後		改正前
	国際標準化機構	日本産業規格	水戸市火災予防条例
「禁煙」			
「火気厳禁」			
「喫煙所」			

イ 喫煙所に表示する標識は、喫煙所の標識又は喫煙専用室標識の設置でもよいものとする。

	改正後	改正前
	健康増進法	水戸市火災予防条例
喫煙所	<p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p><small>20歳未満の者は立ち入り禁止です。 [喫煙専用室の設置及び喫煙の禁止に関する法律]</small></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">喫 煙 所</h2> </div> <p>白地・黒文字 幅 30 cm以上、長さ 10 cm以上</p>

(5) 固体燃料を用いた厨房設備（炭火焼き器）の離隔距離の追加（別表第3）

	対象火気設備又は対象火気器具の種別		離隔距離 (cm)			
			上方	側方	前方	後方
厨房設備	上記（気体燃料）に分類されないもの	使用温度が800℃以上	250	200	300	200
		使用温度が300℃以上800℃未満	150	100	200	100
		使用温度が300℃未満	100	50	100	50
厨房設備	固体燃料	不燃以外	100	50	50	50
		不燃				

3 施行期日

- (1) 喫煙所の標識等に係る改正規定 公布の日（令和5年9月27日公布）
- (2) 急速充電設備に係る改正規定（筐体に係る改正を除く。） 令和5年10月1日
- (3) 変電設備、急速充電設備（筐体に係る改正に限る。）、蓄電池設備及び固体燃料を用いた厨房設備に係る改正規定 令和6年1月1日

4 経過措置

- (1) 変電設備，急速充電設備，蓄電池設備及び喫煙所等の標識等は，それぞれの規定の施行の際現に設置又は工事されているものについて，従前の例によるものとする。(付則第2項から第4項まで及び第7項)
- (2) 新たに改正後の第13条第1項の蓄電池設備に該当するもののうち，同条の改正規定の施行の際現に設置されているもの及び令和6年1月1日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので，改正後の同条の規定に適合しないものについて，当該規定を適用しないものとする。(付則第5項)
- (3) 第23条第4項第2号に定める「喫煙専用室標識」は，当分の間，「指定たばこ専用喫煙室標識」の設置でもよいものとする。(付則第6項)